

吹田市と地域脱炭素推進コンソーシアム 関西まち We'll との
地域脱炭素化事業に関する連携協定

吹田市（以下、「甲」という。）と地域脱炭素推進コンソーシアム 関西まち We'll の代表会社である阪急電鉄株式会社（以下、「乙1」という。）及び西日本旅客鉄道株式会社（以下、「乙2」といい、総称して「乙」という。）は、吹田市域における地域脱炭素化事業を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、両者の脱炭素施策の促進及び地域の脱炭素化に資する取組を円滑に進めることを目的とする。

（取組事業）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するために、相互に連携し、次の各号に掲げる事業（以下、「本事業」という。）を行う。

- （1）地域における再生可能エネルギーの導入促進に関する連携
- （2）地域脱炭素化に向けた普及啓発に関する取組における連携
- （3）地域の脱炭素推進を目的とした公共交通の利用促進に関する連携
- （4）その他地域の脱炭素化に資する取組への連携

2 前項の各号に掲げる本事業を実施する場合、甲及び乙の業務など具体の施策内容などについて別途覚書を締結する。

（広報）

第3条 本事業に関して広報を行う必要があるときは、甲乙連携してこれを行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、期間満了の翌日から1年間継続することとし、以降も同様とする。

（解約・変更）

第5条 本協定の有効期間中であっても、甲乙の協議の結果、合意した場合は、いつでも本協定を解約することができる。ただし、甲乙の協議が調わない場合は、甲及び乙のいずれから解約希望日の3ヵ月前までに書面による解約通知をすることで、本協定を解約することができる。

2 前項の場合、甲及び乙は、相手方に対し何らの損害賠償責任を負わない。

3 甲及び乙は、本協定の変更を希望する場合は、変更の実施の1ヵ月前までに、相手方へ書面をもってかかる旨を通知し、協議の上、変更するものとする。ただし、甲乙合意による場合は、いつでもこれを行うことができる。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和7年（2025年）7月30日

甲 大阪府吹田市泉町一丁目3番40号
吹田市
吹田市長

後藤 圭二

乙 地域脱炭素推進コンソーシアム 関西まち We'll
代表(乙1)大阪府大阪市北区芝田一丁目16番1号
阪急電鉄株式会社
代表取締役社長

嶋田 泰夫

代表(乙2)大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号
西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長

倉坂 昇治